

介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出について

(訪問介護・予防訪問事業)【令和6年(2024年)4月1日改定分】

1 加算・減算

【新設】…算定要件を満たす場合は、届出してください。

【要件変更】…算定要件が変更されていますので、すでに算定している場合も、改めて届出してください。

項目	添付書類
高齢者虐待防止措置実施の有無 (訪問介護・予防訪問事業) 【新設】	* 令和6年4月中の適用はありませんが、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となりますので、4月1日から以下の基準を満たせるように整備してください。 (虐待の防止) * 国の基準(参考) 第三十七条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ) (訪問介護) 【要件変更】	□ 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(訪問介護事業所)(別紙9)
同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供) (訪問介護・予防訪問事業) 【新設】	なし * 該当する場合は届出が必要です。また、該当から非該当になった場合も届出が必要です。
同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上)) (訪問介護・予防訪問事業) 【新設】	なし * 該当する場合は届出が必要です。また、該当から非該当になった場合も届出が必要です。
同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上) (訪問介護・予防訪問事業) 【新設】	* 令和6年4月時点での届出は不要です。 * 毎年度2回の判定が必要です。なお、令和6年度は、前期の判定期間を4月1日から9月30日、減算適用期間を11月1日から3月31日までとし、後期の判定期間を10月1日から2月末日、減算適用期間を令和7年度の4月1日から9月30日までとするとのことです。 * 手続きの方法等につきましては、判定の時期が来ましたら当課よりお知らせします。
認知症専門ケア加算 (訪問介護) 【要件変更】	□ 認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12) □ 認知症介護実践リーダー研修修了証の写し □ 認知症介護指導者養成研修修了証の写し(加算Ⅱの場合)
□ 口腔連携強化加算 (訪問介護・予防訪問事業) 【新設】	□ □ 口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11) □ 歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類(委託契約書・覚書等)

2 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号) 枚方市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領 ※	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)

※ 予防訪問事業の算定要件等の詳細は、総合事業の担当課までお問い合わせください。

★改定がない加算等に変更がある場合は、従来通りの必要書類を添えて提出してください。